

教育民生委員協議会記録

開 会 年 月 日	平成 23 年 3 月 11 日
開 会 時 刻	午前 10 時 37 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 48 分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古 明
	岡田善行 藤原清史 長田 朗 杉村定男 中山裕司
	(宿 典泰議長)
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	—
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う 条例改正について（報告案件）
	2 伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について
	3 管外行政視察について
説 明 員	健康福祉部長 健康福祉部次長 医療保険課長
	医療保険課副参事 ほか関係参与

協議の経過ならびに結果概要

教育民生委員会休憩中の午前 10 時 37 分、西山委員長開会を宣告し、直ちに会議に入り、「健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正について」、当局から報告を受けたが、特に発言もなく終わり、当局参与を退席させた後、「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」協議を行い、委員長指名により野崎委員を推薦することと決定、続いて「管外行政視察について」協議を行い、病院問題、小中学校適正化問題等を視察目的として実施することとし、視察先、視察時期の決定については閉会中の委員会に委ねることと決定し、午前 10 時 48 分に協議会を閉会した。

(開会 午前 10 時 37 分)

◎西山則夫委員長

ただいまから、教育民生委員協議会を開会いたします。本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、「健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正について」の報告案件が 1 件、それから「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」及び、通知にはありませんでしたが「管外行政視察について」であります。

【健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正について】

◎西山則夫委員長

それでは、「健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正について」、当局から報告を願います。

健康福祉部長。

●白木健康福祉部長

本日は、委員会終了後お疲れのところ、また何かと御多忙のところ、教育民生委員協議会を開会いただき、まことにありがとうございます。

本日、御協議願いますのは、健康福祉部医療保険課の「健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正について」でございます。詳細については、医療保険課長から御説明申し上げますので、御協議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●石田医療保険課長

それでは、「健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正について」、御手元の資料に基づき御説明申し上げます。

まず、健康保険法施行令の一部を改正する政令の内容ですが、出産・育児一時金に係る増額支給措置が恒久化されるものでございます。

これは、国の緊急の少子化対策として平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの 1 年 6 カ

月の間、出産・育児一時金の支給額を本来の 35 万円に 4 万円を増額して 39 万円を支給してきましたが、これを平成 23 年 4 月以降も同様に取り扱うよう改めるものでございます。

次に、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の内容ですが、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げようとするものでございます。

これは、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を 50 万円から 51 万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を 13 万円から 14 万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を 10 万円から 12 万円に改めるものでございます。今回のこれらの施行令の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じることとなります。

なお、御手元の資料には 1 の健康保険法施行令一部改正の政令公布日は平成 23 年 3 月中旬ごろ、2 の国民健康保険法施行令一部改正の政令公布日は平成 23 年 3 月末ごろと記載してありますが、最新の厚生労働省からの情報によると、1 の健康保険法施行令一部改正の政令公布は 3 月 30 日、2 の国民健康保険法施行令一部改正の政令公布は 3 月 25 日に予定しているとのことですので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

そして、改正政令公布後に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきたいと考えていますので、あわせて御報告申し上げます。何とぞよろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの報告に関して、特段御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

はい。報告案件ですので、この程度で終わります。

当局参与の方は、御退席ください。

〔当局参与退席〕

【伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について】

◎西山則夫委員長

次に、「伊勢市青少年問題協議会委員の推薦について」を議題といたします。

この協議会委員については、昨年 12 月 14 日の協議会において野崎委員を推薦することを決定いただいたんですが、現在の任期が 5 月 29 日となっていますので、5 月 30 日以降の委員について推薦しようとするものです。

お諮りいたします。

伊勢市青少年問題協議会委員の推薦については、委員長指名により推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

伊勢市青少年問題協議会委員として、当委員会から野崎委員を推薦することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

【管外行政視察について】

◎西山則夫委員長

次に、「管外行政視察について」を議題といたします。

本件については、閉会中の継続調査事項として御協議いただくものです。

暫時休憩します。

（休憩 午前 10 時 44 分）

（再開 午前 10 時 48 分）

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

管外行政視察については、視察目的を病院、小中学校の適正化問題等に絞りながら決定して、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

なお、視察先や視察時期等の詳細については、閉会中の継続調査事項として教育民生委員会を開会して決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもって教育民生委員協議会を閉会いたします。

（閉会 午前 10 時 48 分）